



キビタンファミリー

# 被災された皆さまへ



ふくしまからはじめよう。

## 福島県からのお知らせ

福島県災害対策本部

平成24年3月21日（水）（第36報）

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する情報を毎月提供してまいります。

### －第36報の内容－

お知らせ	3	医療・介護・健康について	11
原子力損害賠償について	4	警戒区域等における環境放射能測定結果	13
生活支援について	6	◆各種相談窓口のお知らせ	13
雇用・経営について	8	◆市町村問い合わせ先一覧(3月21日現在)	16
住宅について	10		

## 「3.11ふくしま復興の誓い2012」を開催しました。



佐藤知事から、福島市立福島第一中学校の皆さんとともに、「ふくしま宣言」が読み上げられました。

東日本大震災から1年を迎えた3月11日、県主催による犠牲者追悼式と復興の誓いシンポジウムが開催されました。その中で、知事は、美しいふくしまの再生への決意として「ふくしま宣言」を世界に向けて発信し、県民の皆様とともに心を一つにして困難に立ち向かっていくことを誓いました。

### 「ふくしま宣言」

私たちは必ず、美しいふるさとふくしまを取り戻します。  
私たちは必ず、活力と笑顔あふれるふくしまを築いていきます。  
そして私たちは、このふくしま復興の姿を世界へ、未来へと伝えます。

2012年3月11日 福島県知事 佐藤雄平

追悼式では、参加者一同が、犠牲者の方々を偲び、哀悼の誠を捧げるとともに、知事や遺族の代表らによる献花が行われました。

また式では、女優の小雪さんによる追悼詩の朗読が行われました。詩は県内の高校生が、この日のために創作したもので、地震、津波、原発の事故等による甚大な被害に向き合いながらも、美しいふるさとを再生しようという強い願いが込められていました。



小雪さんにより、追悼詩が朗読されました。

復興の誓いシンポジウムでは、玄侑宗久氏による基調講演の後、「未来につなげる、うつくしま ～誇りあるふるさと再生の実現に向けて」をテーマにパネルディスカッションが行われました。情報伝達の難しさや風評被害の問題、安全と安心をどう結びつけて情報発信していくか等、復興への様々な課題について、それぞれの立場から提言がありました。



パネリスト（左から）  
作家・福聚寺住職 玄侑宗久氏      青森大学教授 見城美枝子氏      福島県知事 佐藤雄平

その中で、見城氏による「他県から福島県への移住希望者は、震災前は全国第1位だったが、震災後もまだなお全国第2位である。全国には福島県を想っている人がたくさんいる。」というお話に、会場の参加者一同、非常に勇気づけられました。

また、最後に福島市立福島第一中学校合唱部のみなさんによる「証<sup>あかし</sup>」の合唱に続き、知事と生徒による「ふくしま宣言」が発表されました。

追悼式とシンポジウムの模様は、福島県の下記ホームページで御覧いただけます。

## 県内各地でキャンドルナイト「希望のあかり」を開催



【県北会場（県庁前）】 希望のあかり

県内7会場では、地域の特性を生かしたキャンドルナイト「希望のあかり」が開催されました。

県庁前では、みぞれ混じりの雨模様のなか、10,000本のキャンドルが灯され、シンガーソングライターの岡本真夜さんらによる追悼と復興の唄が演奏されました。

キャンドルには、子どもたちによる復興を誓うメッセージが書きこまれ、会場は、「希望のあかり」であふれていました。



【会津会場】 鶴ヶ城とキャンドル文字

会津若松市では、鶴ヶ城本丸において、会津の伝統芸能やミニコンサートが開催されたほか、地元の方々や双葉地域から避難されてきている方々の思いが込められたメッセージキャンドル5,000本が「希望のあかり」として灯されました。

また、大熊町や楡葉町から避難している子どもたちによる復興スピーチが元気よく披露され、復興に向けて勇気の湧くイベントとなりました。



【いわき会場】 じゃんがら念仏踊り

いわき市では、地元で製作された竹灯り311本に、神戸から分灯された「希望のあかり」が灯されるなか、避難されている方やいわき市民の思いの詰まったキャンドル5,000本が敷き詰められました。

また、犠牲者を追悼するため、いわき市無形民俗文化財のじゃんがら念仏踊りと、ここから派生したとも言われる沖縄エイサーが奉納されました。

## お知らせ

### 1 「福島県住宅復興資金（二重ローン）利子補給事業」のお知らせ（新規）

東日本大震災により、ローンが500万円以上残っている住宅に半壊以上の被害を受けた方が、福島県内で住宅を再建・補修するために新たに資金を500万円以上借り入れた場合、既存の住宅ローン5年間分の利子額（上限140万円）を一括補助します。

#### 【申込み手続き】

新たな住宅資金を借り入れた金融機関を通じて申込みいただけます。住宅ローンを取り扱う金融機関にご相談ください。なお、申込み可能な金融機関や手続きの詳細は、下記のホームページにも掲載しています。

#### 【お問い合わせ先】

- 住宅相談窓口専用ダイヤル ☎024-521-7698
- 福島県 建築指導課 ☎024-521-7528
- ホームページ [福島県二重ローン](#) [検索](#) ↗

### 2 白河市と南相馬市に「ふるさと絆情報ステーション」を開設（更新）

民間借上げ住宅等に入居されている皆さまが、市町村の情報を得たり、情報交換や交流の場として御活用いただける「ふるさと絆情報ステーション」を県内のスーパーなどに開設しています。新たに白河市と南相馬市にも開設しましたので、是非お立ち寄りください。

店名		住所
白河市		
ヨークベニマル	メガステージ白河店	白河市新高山19
南相馬市		
ヨークベニマル	原町西店	南相馬市原町区南町4丁目7-1

#### 【お問い合わせ先】

- 福島県 文化振興課 ☎024-521-7179
- 特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク（運営） ☎024-953-6092

### 3 平成23年度個人事業税（原子力災害被災地域における課税）について

東日本大震災により、納税通知書の発付を延期していた原子力災害被災地域に事務所等を有する方の個人事業税について、今年度分の納期限は以下のとおりです。

平成24年3月30日納期限（平成24年2月10日発付済）

#### 【原子力災害被災地域（12市町村）】

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

- 各地方振興局県税部より送付された納税通知書により納期限までに納付してください。
- 今回の震災及び原子力災害により事業用資産や住宅・家財に損害を受けられた場合等に平成23年度に課税される個人事業税の軽減を受けられることがあります。詳細については、以下のホームページ又は最寄りの地方振興局県税部までお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】（受付時間：祝日を除く月曜日～金曜日まで、8時30分～17時15分）

連絡先	所在地	電話番号
県北地方振興局 県税部	福島市中町1-19 中町ビル6F	024-523-4698
県中地方振興局 県税部	郡山市麓山1-1-1	024-935-1251
県南地方振興局 県税部	白河市昭和町269	0248-23-1517
会津地方振興局 県税部	会津若松市追手町7-5	0242-29-5251
南会津地方振興局 県税部	南会津町田島字根小屋甲4277-1	0241-62-5214
相双地方振興局 県税部	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1126
いわき地方振興局 県税部	いわき市平字梅本15	0246-24-6032

- ホームページ [福島県 県税](#) [検索](#) ↗

## 4 平成24年度自動車税について（新規）

平成23年度は、東日本大震災の影響により課税時期を延期しましたが、平成24年度は下記のとおり課税を実施します。

平成24年5月31日納期限（原子力災害被災市町村を含む全県域対象）

### ◆自動車の変更登録について

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者（割賦販売の場合は使用者）に1年分が課税されます。車を使用していない場合や、他人に譲ったり廃車などにより実際に自分が持っていない場合でも、3月末日までに管轄の運輸支局などで**所有権の移転や抹消（一時抹消、永久抹消）**の手続きを済ませていないと、引き続き元の所有者に課税されますのでご注意ください。

なお、転居したときに住民票を異動させても、車検証上の住所は一緒には異動しません。自動車税の納税通知書は、車検証上の所有者又は使用者の住所に送付されますので、運輸支局などで住所の変更登録を忘れずに行ってください。

### ◆原子力災害により被災した自動車の救済措置

下記に該当する場合は、自動車税の非課税及び減免措置が受けられます。申請方法については、最寄りの地方振興局県税部までお問い合わせください。

<b>非課税措置</b>	原子力災害により、警戒区域内から持ち出せない自動車を、用途廃止による永久抹消登録した場合等（以下「用途廃止等自動車」という。）は、「申告」により平成23年度以降の自動車税が課税されません。 また、用途廃止等自動車の代替自動車を平成26年3月31日までに取得した場合は、「申請」により自動車取得税及び平成25年度までの各年度分の自動車税（軽自動車税）が非課税となります。
<b>減免措置</b>	原子力災害により、警戒区域内から持ち出せなかった期間がある（あった）自動車で、上記非課税措置に該当しない自動車は、「申請」によりその期間に対応する月割分の自動車税が減免されます。

※注：警戒区域等の見直しが予定されており、区域見直しに伴い税の救済措置に係る対象区域も変更になります。

【お問い合わせ先】（受付時間：祝日を除く月曜日から金曜日まで、8時30分～17時15分）

連絡先	お問い合わせ・相談内容	
	課税（救済措置）に関すること	納税相談に関すること
県北地方振興局 県税部	024-523-0051・0021	024-523-3594
県中地方振興局 県税部	024-935-1261・1264	024-935-1241
県南地方振興局 県税部	0248-23-1519	0248-23-1514
会津地方振興局 県税部	0242-29-5261・5264	0242-29-5241
南会津地方振興局 県税部	0241-62-5214・5213	0241-62-5212
相双地方振興局 県税部	0244-26-1127	0244-26-1124
いわき地方振興局 県税部	0246-24-6025・6035	0246-24-6030

## 5 子ども手当の申請手続きはお済みですか？

平成23年10月分からの子ども手当を受け取るためには、これまで**子ども手当を受け取っていた方も含めて、全ての方について申請が必要です。（現在の制度には所得制限はありません。）**

平成24年3月末までに申請すれば、平成23年10月分からの手当を受け取ることができます。申請が4月以降になると、遅れた月分の手当を受け取れなくなりますので、まだ申請されていない方は、速やかに住民票のある市町村窓口申請してください。

なお、平成23年10月以降に他の市町村へ転居した方や子どもが生まれた方は、取り扱いが異なりますのでご注意願います。

【お問い合わせ先】

●住民票のある各市町村 または 福島県子育て支援課 ☎024-521-8205

## 原子力損害賠償について

### 1 原子力損害賠償に係る請求について（更新）

○ 原子力損害賠償の請求手続きをサポートするため、東京電力は、説明会の開催、相談窓口を開設しています。請求手続きの相談等については、下記へお問い合わせください。

東京電力福島原子力補償相談室（コールセンター）  
電話：0120-926-404（午前9時～午後9時：毎日）

- 東京電力は、「自主的避難等に係る損害」に対する賠償について、請求の受付を開始しました。請求手続きの相談等については、下記へお問い合わせください。
- ◆ 昨年3月11日時点で「自主的避難等対象区域」に住民登録をされていた方へは、3月5日から順次、東京電力より請求書類が発送されています。避難等で書類が届かない方は、下記の専用ダイヤルにお問い合わせください。
  - ◆ 昨年3月11日時点で「自主的避難等対象区域」に住民登録をしていなかったが生活の本拠としての住居があった方については、下記の専用ダイヤルで請求書類発送の依頼を受け付けています。

**自主的避難等ご相談専用ダイヤル**

電話：0120-993-724（午前9時～午後9時：毎日）

## 2 原子力損害賠償に係る各種相談窓口等について

円滑な原子力損害賠償を支援するため、国・県・弁護士会・行政書士会がそれぞれ相談窓口を開設しています。

### ① 県

◆ **原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口** ☎ 024-523-1501

- ・ 相談時間 平日 午前8時30分～午後8時
- ・ 弁護士による電話での法律相談 毎週水・金曜日午後1時～5時※同じ電話番号で受付

◆ **巡回法律相談**

- ・ 弁護士による巡回法律相談を3月中は県内7方部8市町で実施しています。
- ・ 相談時間30分（面談形式・相談料無料・事前予約制） ※先着受付順
- ・ 実施時間 各会場とも午後1時30分～午後3時50分
- ・ 受付電話番号 上記「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」で受付
- ・ 日程及び会場など詳細については、上記窓口にお気軽にお問い合わせください。

### ② 弁護士会

◇ **弁護士に電話で相談したい方**

◆ **福島県弁護士会 震災・原発無料電話相談**（平日 午後2時～午後4時）

☎ 024-534-1211（福島市） 024-925-6511（郡山市）  
0242-27-2522（会津若松市） 0246-25-0455（いわき市）

◆ **東日本大震災電話相談**（日本弁護士連合会他主催）

☎ 0120-366-556（平日 午前10時～午後3時）

◇ **弁護士に面談形式で相談したい方**

◆ **福島県弁護士会 震災・原発無料面談相談**

- ・ 相談時間：30分（面談形式・相談料無料・事前予約制）
  - ・ 場所：県内7か所（福島市、二本松市、郡山市、白河市、会津若松市、相馬市、いわき市（平））
- ☎ 0120-700-791（平日 午前10時～午後4時）

◇ **弁護士に本格的に相談したい方**

◆ **福島県弁護士会 原子力発電所事故被害者救済支援センター**

- ・ 内容：担当弁護士の紹介 ※対応の流れ：センターへ電話→弁護士の紹介→弁護士へ連絡→弁護士事務所で相談
  - ・ 原子力損害賠償に関する相談（3回まで無料）・東京電力に対する損害賠償請求の代理（有料）
  - ・ 紛争解決センターへの和解仲介の申立の代理（有料）等
- ※詳細は、支援センターまでお問い合わせください。

☎ 024-533-7770（平日 午前10時～午後3時）

### ③ 行政書士会

◆ **日本行政書士会連合会 被災者相談センター**

- ・ 窓口相談：〒963-8002 郡山市駅前2-10-13 サンコービル1階
- ☎ 0800-800-3200 ※窓口相談に関する問い合わせも同じ番号で受付
- ・ 相談時間：午前10時～午後5時（受付は午後4時まで。土日祝開設。月曜休業）
- ・ 相談内容：原子力損害賠償請求作成支援、被災自動車の抹消登録手続き 等

### ④ 国

◆ **原子力損害賠償紛争解決センター**

原子力事業者に対する損害賠償請求について、和解の仲介により円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

- ・ [東京事務所] 〒105-0004 東京都港区新橋1-9-6 COI 新橋ビル3階
- [福島事務所] 〒963-8811 郡山市方八町1-2-10 郡中東口ビル2階
- ☎ 0120-377-155（平日 午前10時～午後5時）
- ・ 福島事務所では、窓口にて申立書作成に関する説明を行っています。

## ⑤原子力損害賠償支援機構

### ◆電話相談 ・行政書士等による無料相談

☎ 0120-013-814 (午前10時～午後5時 土日祝日含む)

### ◆対面相談 ・弁護士等による無料相談 (事前予約制、1回1時間以内)

▽機構本部	場所：東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館5階 日時：毎週月・水曜日 午前10時～正午 ☎予約受付は上記電話相談と同一
▽福島事務所	場所：郡山市駅前1丁目15番6号 明治安田生命郡山ビル1F ※詳細は下記予約受付電話においてご確認ください。 日時：毎週月・水・金・土・日曜日及び祝日 (3月20日) 午前10時～午後6時 (午後5時相談開始が最終) ☎：0120-330-540 (午前9時～午後5時 土日祝日含む)

### ◆県内での巡回個別相談会

- ・弁護士及び行政書士による無料の個別相談 (1組1時間程度、事前予約制)  
福島、会津若松、いわきの県内3地区の会場において開催中

### ◆県外での巡回個別相談会

- ・弁護士及び行政書士による無料の個別相談 (1組1時間程度、事前予約制)

会 場		日 程
山形県	米沢市置賜総合文化センター	3月30日 (金)、31日 (土) 4月27日 (金)、28日 (土)
	山形市総合スポーツセンター	3月23日 (金)、24日 (土)
新潟県	柏崎市市民プラザ	4月13日 (金)、14日 (土)
	長岡市立劇場	
	新潟市東区プラザ	4月20日 (金)、21日 (土)
	新発田市生涯学習センター	

※各相談会の詳細については、上記福島事務所予約受付電話においてご確認ください。

### 【お問い合わせ先】

●福島県 原子力賠償支援課 ☎024-523-1501

●ホームページ [福島県 原子力賠償支援課](#) [検索](#) ↗

## 生活支援について

### 1 東日本大震災被災児童支援基金給付金のご案内 (新規)

東日本大震災により保護者が死亡又は行方不明となった児童 (孤児・遺児) の生活及び修学を支援します。

対象者 (① から④の 全てに該当す る方)	①平成23年3月11日現在で18歳未満であった方 ②平成23年3月11日現在、生計を一にし、現に養育をしていた保護者が震災により死亡し、又は行方不明となっている方 ③前記②の保護者が、震災発生時に福島県内に住所を有していた方 ④他の都道府県から、本給付金と同様の資金の給付を受けていない方			
給付の内容 (概要)	① 給付金の種類・給付額			
	種類	対象時期	給付額	
			孤児	遺児
	月額金	・未就学児童 ・小・中学校に在籍する方 ・高等学校等に在籍する方 ・大学及び専門学校等に在籍する方	30,000円 40,000円 50,000円 60,000円	20,000円 30,000円 40,000円 50,000円
	一時金	・小学校入学時 ・小学校卒業時 ・中学校卒業時 ・高等学校卒業時	30,000円 50,000円 100,000円 300,000円	
	② 23年度分については遡って給付されますので、3月31日までに申請願います。			
その他	・児童相談所及び市町村で把握している方につきましては、給付要綱をお送りしていますので、下記問い合わせ先まで、申請書及び添付書類を提出願います。 ・給付要綱を必要とされる方は、下記に御連絡ください。			

### 【お問い合わせ先】

●福島県 児童家庭課 ☎024-521-7174 (〒960-8670 福島市杉妻町2-16)

## 2 原発避難者特例法による行政サービスについて

下記の該当市町村から住民票を移さずに避難している方は、原発避難者特例法に基づき、避難先の自治体で医療福祉事務（要介護認定など）、教育事務（児童生徒就学など）に関する行政サービスを受けられます。詳細は下記市町村にご確認ください。

また、下記の該当市町村から住民票を移した方で、避難元自治体からの情報提供などを希望される方は、各市町村へ手続きをお願いします。

**【該当市町村】** いわき市、 田村市、 南相馬市、 川俣町、 広野町、 檜葉町、 富岡町、  
川内村、 大熊町、 双葉町、 浪江町、 葛尾村、 飯舘村

### 【お問い合わせ先】

◆いわき市 ☎0246-22-1111	◆田村市 ☎0247-81-2111	◆南相馬市 ☎0244-24-5232
◆川俣町 ☎024-566-2111	◆広野町 ☎0240-27-2111	◆檜葉町 ☎0246-46-2551
◆富岡町 ☎0120-336-466	◆川内村 ☎024-946-8828	◆大熊町 ☎0242-26-3844
◆双葉町 ☎0480-73-6880	◆浪江町 ☎0243-62-0123	◆葛尾村 ☎0247-61-2860
◆飯舘村 ☎024-562-4200		

### （お願い）

避難場所を移動された方、または一度も連絡されていない方は、避難元市町村に避難先住所をお知らせください。

●福島県 市町村行政課 ☎024-521-7057

## 3 高齢者等サポート拠点のご案内（更新）

仮設住宅等に下表のとおり高齢者等サポート拠点を設置し、生活相談やデイサービス、介護予防、地域交流の場などを提供しています。お気軽にご利用ください。

対象市町村	名称	所在地	電話番号
南相馬市	サポートセンター希望	南相馬市	0244-26-8246
相馬市	高齢者等サポートセンター	相馬市(大野台)	0244-26-8910
	高齢者等サポートセンター	相馬市(柚木)	0244-26-9550
広野町	サポートセンターひろの	いわき市	0246-38-7890
檜葉町	サポートセンターならは あいづ	会津美里町	0242-55-0177
	サポートセンターならは いわき	いわき市	0246-46-2090
富岡町	大玉村応急仮設高齢者等サポートセンター「ふれあい処あだたら」	大玉村	0243-68-2711
	おだがいさまセンター	郡山市	024-935-3332
	三春町応急仮設高齢者等サポートセンター「花見処さくら」	三春町	0247-62-3010
川内村	高齢者サポート拠点「あさかの杜ゆふね」	郡山市	024-937-2717
大熊町	高齢者等サポート拠点「つながっぺセンター」	会津若松市	0242-85-8500
双葉町	双葉町サポートセンターひだまり	いわき市	0246-38-7105
浪江町	浪江町サポートセンターふくしま	福島市	024-559-2552
	浪江町サポートセンター桑折	桑折町	024-573-2500
	浪江町サポートセンター杉内	二本松市	0243-55-2630
	浪江町サポートセンター安達		0243-24-8655
	浪江町サポートセンター本宮	本宮市	0243-33-6336
葛尾村	三春の里 みどり荘	三春町	0247-62-8687
新地町	サポートセンターまごころ	新地町	0244-63-2234
飯舘村	サポートセンターあづまっぺ	福島市	024-573-2153

### 【お問い合わせ先】

●福島県 高齢福祉課 ☎024-521-7163

## 雇用・経営について

### 1 就職支援施設について（新規）

県設置の就職支援施設について、4月から下記の体制で、窓口や仮設住宅等への巡回による就職相談、職業紹介、生活相談を行い、求職者の方の就職を支援します。

なお、これまで「ふくしま求職者総合支援センター 郡山窓口・福島窓口」及び「ふるさとふくしま巡回就職相談ステーション 福島・郡山」をご利用されていた方は、4月以降、最寄りの施設をご利用ください。

施設名	開館日時	場 所	電話番号	備考
ふるさと福島就職情報センター(窓口相談)				
ジョブカフェふくしま	午前10時 ～午後7時	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階	024-525-0047	
Fターンセンター東京	午前10時 ～午後6時	東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館6階	※1	移転
ふくしま就職応援センター(窓口・巡回相談)				
郡山窓口	午前10時 ～午後7時	※2	※2	新設
白河窓口		白河市郭内1 NTT白河ビル1階	0248-27-0041	
会津若松窓口		会津若松市南千石町6-5 会津若松商工会議所会館2階	0242-27-8258	
南相馬窓口		南相馬市原町区南町1-1 松本ビル2階	0244-23-1239	
いわき窓口		いわき市平字梅本15 いわき合同庁舎西分庁舎1階	0246-25-7131	

※1 「ふるさと福島就職情報センター Fターンセンター東京」は、移転を予定しております。移転後の開館日や電話番号は雇用労政課にお問い合わせください。

※2 「ふくしま就職応援センター 郡山窓口」は、新設に向け準備中です。開設場所や電話番号は雇用労政課にお問い合わせください。

※3 各就職支援施設の閉館日は、「日曜日、祝日、12月29日～1月3日」になります。「ふるさと福島就職情報センター Fターンセンター東京」については別に定めますので、お問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

●福島県 雇用労政課 ☎024-521-7290

### 2 特定地域中小企業特別資金について

原発事故により県内移転を余儀なくされた中小企業等を対象に、事業資金の融資のほか、避難区域が解除となった地域等での事業継続・再開向け融資を実施しています。

融資対象者	県内へ移転し事業再開・継続する方	解除された地域等で事業再開・継続する方
	警戒区域、計画的避難区域又は特定避難勧奨地点に事業所を有し、移転を余儀なくされた中小企業等で、県内の移転先において事業を継続・再開する者	(次のいずれかに該当する中小企業等の皆様) ① 旧緊急時避難準備区域又は旧屋内待避区域に事業所を有し、当該区域において事業を継続・再開する者 ② 警戒区域又は計画的避難区域において、許可を得て事業を継続・再開する者 ③ 特定避難勧奨地点に事業所があり、事業を継続・再開する者
資金使途	事業を継続・再開するために必要な事業資金（運転資金・設備資金）	
融資限度額	3,000万円以内	(月商の3ヶ月程度を目安とします) ① 小規模事業者 500万円以内 ② ①以外の事業者 1,000万円以内 ※「小規模事業者」とは、常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主
融資期間	20年以内（うち据置5年以内）	10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	無利子	
申込み先	県内の商工会議所又は商工会、(公財)福島県産業振興センター	

※詳しくは、下記にお問い合わせください。

※審査結果によっては、ご希望に添いかねる場合があります。

【お問い合わせ先】 ●(公財)福島県産業振興センター ☎024-534-0948

### 3 中小企業等の二重債務に関する相談窓口について

東日本大震災により、甚大な被害を受けた中小企業者等の二重債務問題の相談に応じるとともに、事業再開に向けた取組みを支援するため、「福島県産業復興相談センター」が設置されました。同センターでは、相談受付から具体的な支援まで一貫して行います。

また、県内の全商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター及び全商工会に「産業復興相談センター地域事務所」が設置されております。

詳しくは、下記のお問い合わせ先、又は最寄りの商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター、商工会へお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

##### ●福島県産業復興相談センター

場所 福島市置賜町1番29号 佐平ビル9階

電話 024-573-2561

相談時間 午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）

##### ●（公財）福島県産業振興センター 総務企画グループ ☎024-525-4070

##### ●福島県 経営金融課 ☎024-521-7288

##### ●ホームページ

### 4 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金について

東日本大震災により被害を受けた中小企業者等が施設・設備の整備を行う場合に、（公財）福島県産業振興センターを通じて長期・無利子の貸付を行っております。

融資対象者	（次のいずれかに該当する中小企業者等の皆様） ①中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の認定を受けた復興事業計画に記載されている被災中小企業者 ②施設復旧事業を行う商工会・県商工会連合会・商工会議所 ③中小機構が整備する仮設工場、事業場等に入居する中小企業者
貸付の概要	①資金用途：建物、構築物又は設備（いずれも資産計上されるもの）の整備資金 ②融資期間：20年以内（うち据置5年以内） ③融資利率：無利子 ④自己負担：貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額 ⑤担保：原則として貸付対象施設を担保として徴求します。 （審査により追加担保が必要になる場合があります。） ⑥保証人：原則として、法人の場合は代表者保証、個人の場合は不要。 （商工会議所や組合の場合には、限度額連帯保証制度による複数の連帯保証人をお願いする場合があります。）
申込み先	（公財）福島県産業振興センター

※審査結果によっては、ご希望に添いかねる場合があります。

#### 【お問い合わせ先】

##### ●（公財）福島県産業振興センター ☎024-525-4075

### 5 農業支援について（耕作放棄地を利用した避難先での農業の再開）

東日本大震災で避難されている皆さんが、避難先などの耕作放棄地を利用して農業を再開する取組を支援しています。

事業内容
（1）耕作放棄地を再生利用する活動への支援 荒廃した耕作放棄地の再生作業、土づくり、再生農地への作物の導入等に係る経費について、農地の荒廃程度により10アール当たり最大で27万5千円まで補助します。
（2）施設等の整備への支援 耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備や農業用機械・施設、貯蔵施設等の整備に係る経費の2分の1以内で補助します。
（3）「実証ほ場」の設置による支援 市町村の地域耕作放棄地対策協議会が「実証ほ場」を設置し、被災された方を雇用したり、作物の栽培実証などの運營業務を委託することにより支援します。

#### 【お問い合わせ先】

##### ●福島県 農村振興課 ☎024-521-7416

##### ●各県農林事務所農業振興普及部（営農相談窓口）

##### ●各市町村耕作放棄地対策担当課又は農業委員会

# 住宅について

## 1 応急仮設住宅の供給に関するお問い合わせについて

3月2日現在、県内で仮設住宅の入居募集をしている市町村は以下のとおりです。

- |                    |                     |                    |
|--------------------|---------------------|--------------------|
| ◆鏡石町 ☎0248-62-2116 | ◆西郷村 ☎0248-25-1117  | ◆矢吹町 ☎0248-44-2300 |
| ◆相馬市 ☎0244-37-2178 | ◆南相馬市 ☎0244-24-5253 | ◆富岡町 ☎0120-336-466 |
| ◆双葉町 ☎0480-73-6880 | ◆浪江町 ☎0243-62-0123  | ◆葛尾村 ☎0247-61-2850 |

※その他の市町村については、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせください。

●ホームページ [福島県 応急仮設住宅](#) [検索](#) ↗

福島県庁 被災者住宅相談窓口専用ダイヤル  
(県内避難者) 024-521-7698 【受付時間：平日 午前9時～午後5時】

## 2 福島県借上げ住宅の特例措置について

県では、避難している県民の住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」において、自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置を行っています。

現在、原則として原子力災害による避難指定地域から避難している世帯及び県外から県内へ住替えする世帯のみの入居受付をしています。(4月以降も当面の間受付します。)

なお、原子力災害による避難指定地域以外の下記市町村においては、り災証明書発行の遅れ等により入居手続きができない避難住民への対応として、平成24年3月30日までの期間内で入居受付期限を延長しています。詳細は下記までお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

〈受付期限：平成24年3月30日まで〉

- |                     |                    |                          |
|---------------------|--------------------|--------------------------|
| ◆桑折町 ☎024-582-2111  | ◆国見町 ☎024-585-2111 | ◆川俣町 ☎024-565-2298       |
| ◆泉崎村 ☎0248-53-2111  | ◆中島村 ☎0248-52-2111 | ◆相馬市 ☎0244-37-2178       |
| ◆南相馬市 ☎0244-24-5253 | ◆新地町 ☎0244-62-2113 | ◆いわき市 ☎0246-25-0542・0545 |

## 3 県内の民間賃貸住宅に係る家賃等返還（遡及措置）について

東日本大震災の発生以降、避難のために被災者自らが民間賃貸住宅に入居し、負担していた家賃等の返還については、下記により受付をしています。

対象世帯	住家全壊等世帯、または、原発避難指示等世帯で、県内の民間賃貸住宅に入居した後、県内の借上げ住宅等に入居した世帯
対象期間	平成23年3月11日以降、県内の借上げ住宅等に入居するまでの間で、県内の民間賃貸住宅に入居していた期間
対象費用	対象期間内に対象世帯が負担した敷金、礼金、仲介手数料、損害保険加入費用、家賃(駐車場代含む)、管理費、共益費
受付方法	郵送のみにより受付
郵送先	〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 福島県災害対策本部 遡及措置担当

※ 申請書等については、下記ホームページに掲載しています。

### 【お問い合わせ先】

●福島県災害対策本部 遡及措置担当

☎024-522-6515、6528 (平日：午前9時～午後5時まで)

●ホームページ [福島県 遡及措置](#) [検索](#) ↗

## 4 県外の借上げ住宅について（更新）

県外の自治体においても、公営住宅や公務員宿舎の空家の提供等により、避難している皆さまの住宅対策を実施しています。なお、3月21日現在、民間賃貸住宅の借上げによる支援を実施しているのは以下の自治体です。（詳細は、下記の各県窓口にお問い合わせください。）

◆岩手県	☎0120-882-606	◆兵庫県	☎078-232-9564
◆秋田県	☎018-860-4503	◆鳥取県	☎0857-26-7411
◆山形県	☎023-630-2640・2646	◆広島県	☎082-513-3030
◆茨城県	☎029-301-5977	◆山口県	☎083-933-3880
◆群馬県	☎027-226-2950・2952	◆福岡県	☎092-643-3729
◆千葉県	☎043-223-2675	◆佐賀県	☎0952-25-7385
◆新潟県	☎025-280-5444、025-282-1775	◆長崎県	☎095-895-2410
◆石川県	☎076-225-1482	◆熊本県	☎096-383-1111（内線 7014）
◆山梨県	☎055-223-1732、1477	◆宮崎県	☎0985-26-7196
◆長野県	☎026-235-7407	◆鹿児島県	☎099-286-2824
		◆沖縄県	☎090-3794-0530・8217

※「福島県県外避難者支援ブログ」で携帯電話から住宅支援をはじめ各種情報をご覧いただけます。

※借上げ住宅は、避難した方が**常時・継続的に居住している**ことが必要です。週末や休暇期間中だけの居住（別荘的利用）や転勤、進学等を理由とする借上げは対象外となります。  
また、避難予定が未定である場合や今後の移転先を確保しておくために借上げるといったようなことはしないでください。



※民間賃貸住宅に係る家賃等の返還（遡及措置）については、原発事故に伴う避難等指示対象者にあつては原子力損害賠償制度による賠償対象となっておりますので、東京電力（株）へ請求願います。

【お問い合わせ先】東京電力（株）福島原子力補償相談室 ☎0120-926-404

### 【お問い合わせ先】

#### ●福島県災害対策本部 県外避難者支援チーム

☎024-523-4157（平日 午前8時30分～午後5時15分）

## 医療・介護・健康について

### 1 医療を受ける際の一部負担金の免除期間の延長等について

平成24年3月1日以降も、以下の方については、引き続き、医療機関等の窓口負担は免除となります。ただし、入院時食事療養費、入院時生活療養費及び療養費（柔道整復師等の施術費や治療用装具等）の自己負担の免除は、平成24年2月29日分で終了となりました。

#### 1. 免除を受けることができる期限と対象者

	対象者	延長期限
(1)	原発事故による警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域（23.9.30解除）、特定避難勧奨地点の住民の方（※1）	平成25年2月28日まで
(2)	(1)以外で、住家の全・半壊、死亡・行方不明等の要件に該当する住民の方で、国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会（協会けんぽ）にご加入の方（※1）（※2）	平成24年9月30日まで

※1 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

※2 その他の医療保険にご加入の方は、保険者（健康保険組合等）により対応が異なりますが、引き続き、窓口負担が免除されることもありますので、詳細については、ご加入の保険者へお問い合わせ下さい。

#### 2. 免除証明書の取扱いについて

国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会（協会けんぽ）にご加入の方は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている発行済みの免除証明書でも、引き続き使用することができます。（※3）

※3 その他の医療保険にご加入の方で、引き続き、窓口負担が免除される方は、免除証明書の更新が必要となります。

ただし、以下の市町村に住所を有する市町村国保・後期高齢者医療制度の被保険者の方は、平成24年9月30日までは、引き続き、免除証明書の提示は不要です。

広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

【お問い合わせ先】 ●ご加入の各医療保険の保険者の窓口をお願いします。

## 2 介護サービスを受ける際の利用者負担の免除等について

平成24年3月1日以降も、以下の方については、引き続き介護サービスの利用者負担は免除となります。ただし、介護保険施設の食費・居住費の免除は、平成24年2月29日分で終了となりました。

### 1. 免除を受けることができる期限と対象者

	対象者	延長期限
(1)	原発事故による警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域（23.9.30解除）、特定避難勧奨地点の住民の方（震災発生後、他市町村へ転出した方を含む）	平成25年2月28日まで
(2)	(1)以外で、住家の全・半壊、死亡・行方不明等の要件に該当する住民の方で、介護保険サービスを利用される方についても、市町村によっては、平成24年9月30日まで延長される場合があります。詳細は自身が加入する各介護保険者（市町村）にお問い合わせください。	

### 2. 免除証明書の取扱いについて

(1) 以下の市町村に住所を有する介護保険の被保険者の方は、引き続き、免除証明書の提示は不要です。

広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

(2) (1)以外の市町村に住所を有する介護保険の被保険者は、市町村ごとに取扱いが異なりますので、自身が加入する各介護保険者（市町村）にお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

●各市町村(保険者)の窓口をお願いします。

## 3 県民健康管理調査「基本調査（問診票）」について

今回の震災や原子力災害を受け、長期にわたって県民の健康を見守り、将来の健康増進につなげていくことを目的として、全県民を対象とした「県民健康管理調査」を実施しています。

#### 《「基本調査」の目的、重要性》

- 放射線の健康に与える影響は、被ばくした放射線量の多さに左右されます。
- 『基本調査（問診票）』は、皆さまの行動記録を基に、原発事故から平成23年7月11日までの4か月間に受けた放射線（外部被ばく）線量を推計する、唯一の方法です。
- 推計結果は皆さまにお知らせするとともに、県でもデータを保存し、今後の長期にわたる健康を見守っていく基礎資料とします。
- 基本調査は、甲状腺検査等の詳細調査と一体のもので、基本調査による線量推計は、各種検査や調査の分析において重要なものとなります。
- 今後の各種検査・健診についての「受診お知らせ」を確実にお届けするために、住所（居所）の確認が必要です。基本調査はそのためにも重要となります。

\* 問診票をまだ返送していない方は、記入の上返送をお願いします。

（詳しく行動を思い出せないところは、「忘れて書けない」と記入して、まずは返送してください。後日、事務局において内容確認のお手伝いをいたします。）

\* 記入方法が分からない、問診票が届いていない、問診票を紛失してしまった場合などは、下記にお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】 ●福島県立医科大学県民健康管理調査事務局

☎024-549-5130（毎日：午前9時～午後5時、土日祝日を除く）

●ホームページ

福島県 県民健康管理調査

検索 ↗

## 警戒区域等における環境放射能測定結果

警戒区域等の測定値の一部をお知らせします。(平成24年3月13日 9:00 現在)

### 【警戒区域】

(単位:  $\mu$ Sv/時)

檜葉町			富岡町				
旧檜葉 消防分署*	繁岡地区 集会所*	中平集会所 そば*	上郡山 字滝ノ沢*	JAふたば 南部営農センター*	旧富岡町 役場*	養護老人ホーム 東風荘	リフレ富岡*
0.33	1.23	1.19	1.87	1.88	3.99	4.67	4.97

大熊町	浪江町			双葉町			
原子力 センター*	中央公園*	幾世橋 小学校*	福島県浪江 ひまわり荘	石熊公民館	山田多目的 集会所*	双葉町 体育館*	郡山公民館*
5.55	1.10	0.46	3.47	12.17	23.99	6.43	1.50

### 【計画的避難区域】

(単位:  $\mu$ Sv/時)

浪江町	葛尾村	川俣町	飯館村	
津島活性化センター	柏原地区	山木屋駐在所	飯館村役場	長泥コミュニティセンター
1.97	2.97	0.77	0.64	4.85

### 【旧緊急時避難準備区域】 ※平成23年9月30日付けで区域解除

(単位:  $\mu$ Sv/時)

広野町		川内村	南相馬市		
広野町役場	二ツ沼総合公園*	川内村役場	横川ダム	石神生涯学習センター	福島県南相馬合同庁舎
0.17	0.48	0.14	1.48	0.59	0.37

環境放射能監視テレメータシステムのモニタリングポスト(\*印の付いている地点)は全23局ありますが、津波で4局が流出し測定不能。また停電等で双葉町1局、大熊町3局、檜葉町1局の計5局が復旧しておりません。復旧し次第、情報をお知らせします。調査地点の地面からの高さは、\*印の付いている地点は約3m、その他の地点は1mです。

### 【お問い合わせ先】

#### ●環境放射能測定結果に関する問い合わせ先

☎024-521-1917

または、下記ホームページでも最新情報をご覧ください。

【PC】 [福島 環境放射能 検索](#)

【携帯】 福島県各地方環境放射能測定値で検索してください。



## 各種相談窓口のお知らせ

内容	連絡先	設置場所
<b>◆災害(支援)に関する相談</b>		
放射線に関する問い合わせ窓口	0120-988-359	政府原子力災害現地対策本部(8時~22時:土日・祝日含む)
放射線に関する健康相談	0120-755-199	(独)日本原子力研究開発機構(9時~18時:土日・祝日含む)
放射線被ばく医療に関する相談	043-290-4003	(独)放射線医学総合研究所(9時~17時:平日)
自家消費農作物(家庭菜園等)の放射能検査受付専用電話	024-521-8397	消費生活センター(9時~17時:平日)
農林地等の除染に関する相談窓口	024-521-7336	農業振興課(8時30分~17時15分:平日)
被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120-366-556 024-534-1211	日弁連(10時~15時:平日) 県弁護士会(14時~16時:平日)
原子力損害の賠償に関する問い合わせ	0120-926-404	東京電力福島原子力補償相談室コールセンター(9時~21時:土日祝を含む)
	0120-993-724	東京電力自主避難等ご相談専用ダイヤル(9時~21時:土日祝を含む)
	024-523-1501	県問い合わせ窓口(8時30分~20時:平日) ※毎週水・金の13時~17時は弁護士による法律相談
	024-534-1211	県弁護士会(14時~16時:平日)
	0800-800-3200	行政書士会被災者相談センター(10時~17時:土日祝を含む。月曜は休業。)
<b>◆医療・福祉に関する相談 【受付時間: 8時30分~17時15分(土日除く)】</b>		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課(感染・看護室)

医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
障がい福祉に関する相談 相談支援専門員による一般相談	024-521-7170 024-983-7646	障がい福祉課 NPO 法人あいえるの会 (8時30分~17時30分:毎日)
障がいのある子どもについての相談 障がい児支援の専門家による相談等	050-1159-7187  080-2384-2720	全国児童発達支援協議会「はまっ子くらぶ」(会津を拠点) (平日:9時30分~18時、土:9時30分~13時30分) 一般社団法人日本発達障害ネットワーク 障がい児放課後支援「ゆうゆうクラブ」内(相双を拠点) (9時30分~18時:平日)
高齢福祉に関する相談	024-521-7164	高齢福祉課
(双葉郡)	0246-43-1545	広野町地域包括支援センター
	0242-55-0177	檜葉町地域包括支援センター(会津美里町)
	0246-46-2090	檜葉町地域包括支援センター(いわき市)
(代表)	024-946-8813	富岡町地域包括支援センター
(代表)	0120-38-2119	川内村地域包括支援センター
	0242-26-3844	大熊町地域包括支援センター
	0480-70-0057	双葉町地域包括支援センター
	0243-62-0172	浪江町地域包括支援センター
	0247-62-8687	葛尾村地域包括支援センター
(飯館村)	024-562-4214	飯館村地域包括支援センター
高齢者に関する各種相談	024-524-2225	高齢者総合相談センター 【一般相談】(9時~17時:平日)【専門相談】(予約制)
認知症に関する相談 (症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等)	024-522-1122	認知症コールセンター(10時~16時:平日)
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課
児童福祉に関する相談	024-534-5101 024-935-0611 0242-23-1400 0246-28-3346	中央児童相談所 県中児童相談所 会津児童相談所 浜児童相談所
こころの健康に関する相談 (精神的な悩みや問題等)	0570-064-556 024-534-4300 0248-75-7811 0248-22-5649 0242-29-5275 0241-63-0305 0244-26-1132 024-924-2163 0246-27-8557  024-536-4343 03-3414-5160	精神保健福祉センター 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 郡山市保健所 いわき市保健所 (以上、9機関9時~17時:平日) 福島いのちの電話(10時~22時:土日含む) 震災こころのサポートセンターJTM
女性の相談に関する窓口	024-522-1010 0120-941-826 0243-23-8320  0120-207-440	女性のための相談支援センター(9~21時) パープル・ホットライン(24時間) 県男女共生センター(月曜日休館) 【火・木~日:9~12時,13~16時】【水:13~17時,18~20時】 女性のための電話相談・ふくしま(10時~17時:平日)
青少年に関する相談	024-546-0006	福島県青少年総合相談センター(11時~18時:祝日を除く毎日)
<b>◆生活に関する相談 【受付時間:8時30分~17時15分(土日除く)】</b>		
教育に関する相談	024-521-7759	教育総務課
文化財に関する相談	024-521-7787 024-534-9193	文化財課 ふくしま歴史資料保存ネットワーク(福島県歴史資料館)
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	県社会福祉協議会
県税に関する相談	024-521-7070	税務課

(自動車税・納税証明書など)	024-521-7069	
消費に関する相談	024-521-0999	消費生活センター (9時~18時30分:平日)
英語・中国語による相談	024-524-1316	(公財)福島県国際交流協会(受付時間9時~16時:火~土)
一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	産業廃棄物課、不法投棄対策室
被災者の住宅に関する相談(県内)	024-521-7698	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル(9時~17時:平日)
被災者の住宅に関する相談(県外)	024-523-4157	福島県災害対策本部 県外避難者支援チーム
応急危険度判定から復旧までの相談	024-521-4033	県建築士事務所協会(8時~17時:平日)
不動産などの登記や戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
人権に関する相談	0570-003-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル
行方不明者に関する相談	024-522-2151	(内線3024) 県警察本部 生活安全企画課
警察安全相談窓口	024-525-3311	県警察本部 県民サービス課 (9時~17時:平日)
震災特例旅券の問い合わせ窓口	024-525-4032	福島県パスポートセンター

**◆経営・労働に関する相談 【受付時間：8時30分~17時15分(土日除く)】**

経営に関する相談	024-525-4039	(公財)県産業振興センター
中小企業等の二重債務に関する相談	024-573-2561	(公財)県産業振興センター(福島県産業復興相談センター)
金融に関する相談	024-521-7291	経営金融課
特定地域中小企業特別資金の相談	024-525-4019	(公財)県産業振興センター
労働に関する相談	0120-610-145	雇用労政課「中小企業労働相談所」(9時~16時:平日)
就職に関する相談 (就職相談・職業紹介・生活相談)	024-525-0047 雇用労政課問い合わせ	ふるさと福島就職情報センター [ジョブカフェふくしま](10時~19時:月~土) [Fターンセンター東京](10時~18時:月~土)
	雇用労政課問い合わせ 0248-27-0041 0242-27-8258 0244-23-1239 0246-25-7131	ふくしま就職応援センター(月~土:10時~19時) [郡山窓口] [白河窓口] [会津若松窓口] [南相馬窓口] [いわき窓口]
創業に関する相談	024-525-4048	産業創出課(福島駅西口インキュベートルーム) (13時~17時:土日を除く)※I専門家が対応
工業製品の残留放射能に関する相談	024-959-1739 0246-44-1475	ハイテクプラザ ハイテクプラザいわき技術支援センター

**◆農林水産業に関する相談 024-521-7319 農林企画課  
【受付時間：8時30分~21時(毎日)】**

**◆国・県が管理する道路などに関する相談 【受付時間：8時30分~17時15分】**

国管理道路 (国道4号,6号,13号,49号)	024-546-4331	国土交通省 福島河川国道事務所(土日除く)
県管理道路に関する相談 (上記以外の国道、県道など)	024-521-9820	道路管理課(毎日)

●「福島県からのお知らせ」のバックナンバーは、福島県のホームページからもご覧いただけます。

【PC】

●最新号は携帯電話からもご覧いただけます。

【携帯】右のQRコードを読み取ってください。

※本誌は各市町村、保健福祉事務所、地方振興局等でも受け取ることができます。



# 市町村問い合わせ先一覧

(3月21日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	
相 双	南相馬市	0244-24-5232	県 南	白河市	0248-22-1111	
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111	
	広野町	0240-27-2111		泉崎村	0248-53-2111	
	檜葉町 ※	いわき出張所		0246-46-2551・2552	中島村	0248-52-2111
		会津美里出張所			矢吹町	0248-42-2111
	富岡町 ※	いわき出張所 三春出張所 大玉出張所		電話番号は 上記共通	棚倉町	0247-33-2111
					矢祭町	0247-46-3131
					埴町	0247-43-2111
	川内村 ※	024-946-3375・3378		会 津	鮫川村	0247-49-3111
	大熊町 ※	0242-26-3844			会津若松市	0242-39-1111
	双葉町 ※	いわき連絡事務所(好間工業団地応急仮設住宅内)	喜多方市		0241-24-5221	
			0246-36-5671		北塩原村	0241-23-3111
	浪江町 ※	福島出張所 024-535-0750 本宮出張所 0243-44-1185 桑折出張所 024-582-2130 南相馬出張所 0244-23-1112 いわき出張所 0246-24-0020	西会津町		0241-45-2211	
			磐梯町		0242-74-1211	
			猪苗代町		0242-62-2111	
会津坂下町			0242-84-1503			
湯川村			0241-27-8800			
葛尾村 ※	0247-61-2850(貝山) 0247-61-2860(三春の里)	南 会 津	柳津町		0241-42-2112	
新地町	0244-62-2111		三島町	0241-48-5511		
飯館村 ※	024-562-4200		金山町	0241-54-5111		
			昭和村	0241-57-2111		
いわき	いわき市	0246-22-1111	会津美里町	0242-55-1122		
県 北	福島市	024-535-1111	下郷町	0241-69-1122		
	二本松市	0243-23-1111	檜枝岐村	0241-75-2311		
	伊達市	024-575-1111	只見町	0241-82-5050		
	本宮市	0243-33-1111	南会津町	0241-62-6100		
	桑折町	024-582-2111	※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。 檜葉町 いわき明星大学内 (〒970-8044 いわき市中央台飯野3丁目3-1) 富岡町 富岡町郡山事務所 (〒963-0201 郡山市大槻町字西ノ宮48-5) 川内村 ビッグパレットふくしま内 (〒963-0115 郡山市南二丁目52番地) →3月26日から川内村役場本庁で業務再開予定 大熊町 会津若松市役所追手町第二庁舎内 (〒965-0873 会津若松市追手町2番41号) 双葉町 旧騎西高校 (〒347-0105 埼玉県加須市騎西598-1) 浪江町 県男女共生センター内 (〒964-0904 二本松市郭内一丁目196-1) 葛尾村 貝山多目的運動公園管理棟 (〒963-7719 三春町大字貝山字井堀田287-1) 飯館村 福島市役所飯野支所内 (〒960-1301 福島市飯野町字後川10番地の2)			
	国見町	024-585-2111				
	川俣町	024-566-2111				
	大玉村	0243-48-3131				
県 中	郡山市	024-924-7111				
	須賀川市	0248-75-1111				
	田村市	0247-81-2111				
	鏡石町	0248-62-2111				
	天栄村	0248-82-2111				
	石川町	0247-26-2111				
	玉川村	0247-57-3101				
	平田村	0247-55-3111				
	浅川町	0247-36-4121				
	古殿町	0247-53-3111				
	三春町	0247-62-2111				
	小野町	0247-72-2111				